

広島県告示第三百九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十五年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

府中市

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
平成二五年六月三日	午後一時～午後四時	府中市上下支所
平成二五年六月四日	午前九時～午後四時	府中市文化センター
平成二五年六月五日	午前九時～午後四時	府中市文化センター
平成二五年六月六日	午前九時～午前一一時三〇分	府中市文化センター

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
平成二五年六月三日～ 平成二六年三月三十一日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会